

仲秋の候 貴社におかれましては益々ご清栄のことと 心よりお慶び申し上げます。
 今回のテーマは8月号に引き続き経營業務の管理責任者要件についてです。
 許可行政庁による個別認定が必要となる場合について解説いたします。

建設業では許可の要件の一つとして建設業に関し一定の経営経験を有する者（常勤役員等1名もしくは常勤役員等1名+当該常勤役員等を直接補佐する者）を配置し適正な経営体制を確保することが求められます。今回は主に下記の表の①についてご説明しました。それ以外の場合（②～⑥）は申請する前に許可行政庁に事前に相談し、個別認定を受ける必要があります。

●建設業に関する一定の経営経験

経験期間の地位		経験内容	必要経験年数	常勤役員等を直接補佐する者
① 建設業に関する経營業務の管理責任者	役員、事業主、支配人、支店長、営業所長等	経營業務の管理責任者としての経験	5年以上	
② 建設業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位	役員又は事業主に次ぐ職制上の地位	執行役員等としての経験	5年以上	
③ 建設業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位	役員、組合理事、事業主又は支店長、営業所長に次ぐ職制上の地位	経營業務を補佐した経験	6年以上	
④ 建設業の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位		建設業に関し、役員等としての経験及び役員等に次ぐ職制上の地位において財務管理・労務管理・業務運営のいずれかの業務の経験	5年以上（建設業の役員等の経験）	建設業の財務管理・労務管理・業務運営について当該建設業者でそれぞれ業務経験5年以上の者 ※1人が複数の経験を兼ねることが可能
⑤ 役員等（建設業以外を含む）		役員等としての経験	2年以上を含む	

個別認定が必要

●申請時点での地位

⑥ 取締役等に準ずる者としての職制上の地位の認定

②建設業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位として経営管理経験（5年以上）

業務を執行する社員、取締役または執行役に次ぐ職制上の地位にあり、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委任を受けるものとして選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験

例：建設業に関し一切の権限の委譲を受けた執行役員（5年）

③建設業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位として経營業務を補佐した経験（6年以上）

経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役もしくは法人格のある各種組合等の理事等、個人事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の手配、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験

例：取締役直下の工事部長、個人事業の専従者など（6年）

④建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等または役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者＋当該役員等を直接に補佐する者

建設業に関し役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理、労務管理又は業務運営の業務に限る）に5年間（建設業の常勤役員等の経験2年を含む）あった経験

例：建設業の取締役（常勤）2年＋建設業の人事部長3年 など

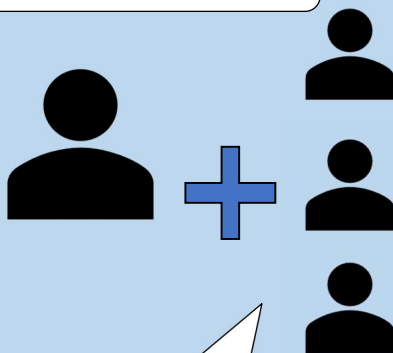
⑤5年以上役員等としての経験を有し、かつ建設業に関し2年以上役員等としての経験を有する者＋当該役員等を直接に補佐する者

5年以上、常勤役員等（建設業の常勤役員等2年を含む）の経験があれば建設業であるか否かや経験してきた業務の内容は問わない。

例：建設業の取締役（常勤）2年＋他業種の取締役（常勤）3年

補佐人が必要となる場合

④又は⑤の経験を有する
常勤役員等



当該役員を直接に補佐する者

当該建設業者での財務管理の業務経験（5年以上）

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験

当該建設業者での労務管理の業務経験（5年以上）

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験

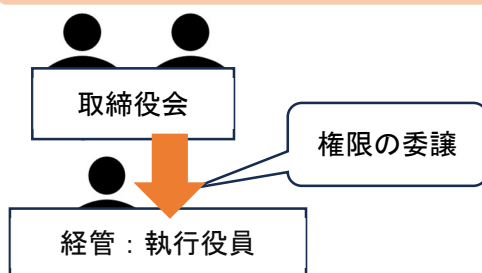
当該建設業者での業務運営管理の業務経験（5年以上）

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験

※直接に補佐するとは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うこと。

⑥取締役等に準ずるものとしての職制上の地位の認定



申請時点において、経営業務の管理責任者が取締役等に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた者（執行役員など）であることの認定



経営業務の管理責任者の設置は許可要件のため、許可を取得した後に退職などで不在になった場合には要件欠如で許可の取消しとなります。このため、このような不在期間が生じないようにあらかじめ要件を満たす方を選任できるように事前に交替者を準備しておくことが大切です。経営業務の管理責任者の交替を予定されている場合、お早めにご相談ください。

前回の知トク建設業ニュースはこちら↓

<https://kensetsukyokatetsuduki.com/news/detail/20250806161337/>

行政書士こうべ元町事務所

行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号

TEL：(078) 332-3911 FAX：(078) 332-3914

E-mail：kobe-m.office@x3.gmob.jp